

# 令和5年度 第2回木津川市行財政改革推進委員会 会議次第

日時:令和5年11月9日(木)午後2時～  
場所:木津川市役所5階 全員協議会室

## 1. 開 会

## 2. 議 事

(1) 第4次木津川市行財政改革行動計画の外部評価について

(2) その他

## 3. 閉 会

### <配布資料>

#### 議事(1)関係

- 資料1-1 第4次行財政改革行動計画における外部評価の実施(案)について
- 資料1-2 第4次行財政改革行動計画における外部評価 実施イメージ(案)
- 資料1-3 第4次木津川市行財政改革行動計画 実現戦略 取組評価シート
- 資料1-4 第4次木津川市行財政改革行動計画 進捗管理・評価の手引きの修正について
- 資料1-5 第4次木津川市行財政改革行動計画 進捗管理・評価の手引き(修正版)
- 参 考 資 料 第3次木津川市行財政改革行動計画における外部評価概要について

#### 議事(2)関係

- 資料2-1 木津川市公共施設等総合管理計画の改訂に係る経過について
- 資料2-2 木津川市公共施設等総合管理計画 新旧対照表

## 第4次行財政改革行動計画における外部評価の実施（案）について

### （1）第1回委員会における審議状況（主な委員意見）

#### ◎実施時期に関する意見

- ・外部評価は前年度の取組に対する内部評価を対象とするため、タイムリーな評価となっていない。
- ・外部評価結果が次年度末となるのは先が長く感じる。もう少し早く外部評価を行うべきではないか。
- ・当該年度の上半期までに前年度の評価が揃えば、当該年度の下半期には問題を踏まえた修正がかけられるため、PDCAサイクルが機能した取組となる。
- ・可能な範囲で時期を逸さない工夫を検討してほしい。

#### ◎外部評価手法（事務局案②全項目書類評価＋ピックアップヒアリング）に関する意見

- ・事務局案の全書類評価を実施した場合、委員個人がどのような評価・結論を出す必要があるのか。
- ・外部評価として結論を出す必要がある場合は、担当への質問を行いたい。
- ・ヒアリング実施項目とそれ以外では、委員会としての結論のまとめ方が変わってくる可能性がある。今までと同様に委員会評価や課題等の結論を出すことは難しい。
- ・委員の負担増大や、委員会の信頼性低下につながる方法を検討すること。

### （2）事務局の見解

- ・第3次にわたる行財政改革行動計画の取組評価を本委員会へ報告するあたり、内部評価にありがちの「寛大化・中心化傾向が見られる」との指摘があったことも踏まえ、第三者の視点による行政評価の妥当性の判断、改善に向けた提言をいただく場である「外部評価」は非常に有効な手法であり、第4次行革行動計画においても継続したいと考えています。
- ・第3次行動計画に対する外部評価では、外部評価の対象項目において所管課ヒアリング（質疑応答）が行われ、進捗状況や取組みにおける課題点、今後の方向性などを確認し、委員会での審議を経て、委員会としての評価いただいた反面、全118項目中、外部評価項目は12項目であり、一部の取組のみの実施にとどまったことから、第4次行動計画では取組項目を39項目まで集約したこともあり、可能な限り全項目に対する意見をいただきたいと存じます。
- ・ただし、令和5年度第1回委員会での意見のとおり、外部評価の実施時期や反映の遅れ、委員会としての評価の取りまとめ・結論の出し方による信頼性の低下が危惧されること、全項目を書類評価として取り扱う場合の事務処理の煩雑さや、委員・職員の負担増など、多くの問題点を指摘いただいたことから、一定の解決を図るため、次の事務局案のとおり実施を検討しています。

### (3) 外部評価に係る事務局案

#### ○基本事項

- ・毎年、市において実施される『第4次行財政改革行動計画』の進捗状況（内部評価）に対し、本委員会による外部評価を実施する。
- ・外部評価の対象は、第4次行動計画における全ての実現戦略（全39項目）とする。
- ・外部評価は、年度単位ではなく、「第4次行財政改革行動計画」の計画期間中（2023～2028年度【6年間】）において一体的に実施することとし、評価結果（報告書）は外部評価の終了後にまとめる。ただし、速やかに市長へ報告することで、その後の市行財政改革の行動に寄与すると考えられるものについては、適宜、中間報告等を行う。
- ・計画最終年度（2028年度）は、次期計画の策定について審議を行うため、外部評価に係る結果報告書のとりまとめは2027年度を予定。

#### ○取組状況の確認

- ・外部評価の項目の選定にあたり、実現戦略項目の所管課が作成した「実現戦略取組評価シート」を各委員が確認し、必要に応じて評価に対する委員の所感や意見等のコメントを記載。（コメントは外部評価としては取り扱わないが、所管課へフィードバックすることにより取組の改善を促す。）

2023（令和5）年度 第4次大津市行財政改革行動計画 実現戦略 取組評価シート

実現戦略 基本情報		評価 (CHECK)						
実現戦略		評価年度	2023	2024	2025	2026	2027	2028
基本理念	実現戦略	目標						
基本理念の目的 (目標等)	実現戦略の目的	評価項目						
取組内容 (ポイント)	実現戦略の取組内容	評価項目						
計画 (PLAN)		取組内容						
取組内容		取組内容						
取組内容		取組内容						
取組内容		取組内容						
実行 (DO)		取組内容						
取組内容		取組内容						
取組内容		取組内容						
取組内容		取組内容						

行財政改革推進委員会  
委員コメント

#### ○外部評価項目の選定（第1回委員会時）

- ・委員のコメントや各項目の進捗状況を基に、特に所管課へのヒアリングが必要だと考えられる項目を委員会にて選定。

#### ○外部評価の実施（第2回、3回委員会時）

- ・別途、必要な資料の作成や情報提供、事前質問等を行った上で、所管課に対するヒアリングを実施。

#### ○外部評価結果（中間報告書）

- ・外部評価に係る委員会としての意見をまとめ、報告書を作成。報告書作成後、委員会から市長へ提出。

#### (4) 事務局案スケジュール（1年間の流れ）

時 期	実施概要	実施主体
4月～5月頃	実現戦略取組シートの作成、取りまとめ (前年度の取組実績等の記載、当該年度の計画・目標を設定など)	項目所管課 事務局
6月頃	実現戦略取組シート（前年度分）の共有	事務局
6月～7月中旬	実現戦略取組シート内容の確認・コメントの記入	<u>委員会</u>
7月中旬～下旬	委員コメントの取りまとめ	事務局
8月上旬～中旬	第1回委員会開催 ・コメントの調整、ヒアリング項目の選定	<u>委員会</u> 事務局
8月下旬	委員コメントを各所管課へ共有、当該年度の取組・評価等の改善を実施	項目所管課 事務局
10月頃	第2回委員会 ・選定項目の外部評価（ヒアリング）実施①	<u>委員会</u> 事務局
11月頃	第3回委員会 ・選定項目の外部評価（ヒアリング）実施②	<u>委員会</u> 事務局
翌年2月～3月頃	第4回委員会 ・外部評価に係る中間報告書（結果報告書）の審議、市長に対し報告書を提出	<u>委員会</u> 事務局

#### (5) 想定される課題や対応案（○：想定される課題、⇒：対応案）

○従前の外部評価と比較し、事前に評価シートの確認とコメントの記入が必要となり、各委員の負担増となる。

⇒コメントについては、項目所管課へのフィードバックと外部評価項目の選定を行う上での参考として取り扱うことを想定しており、各委員の専門分野に係る内容や、市として特に取り組むべきと考える項目のみを確認し、全ての項目でなく、特定の項目のみコメントをいただくことでも良いと事務局では考えています。

また、評価シートの確認やコメントの記入については、委員会外ではなく、委員会の開催回数を増やすことで、委員会内で実施する方法も考えられます。

○書類上の体裁（実績・成果・評価の不備や内容の不足など）が整っていないと、確認する上で、別途追加の書類や内容の修正が必要になるなど、確認ための作業が生じて

しまう恐れがある。

⇒内部評価の寛大化の解消や、計画の実施に対する説明責任を十分に果たすためには、外部のチェックによる職員の意識改革が必要だと考えています。また、評価シートの内容については、各委員に確認いただく前に、事務局にて事前確認し、必要に応じて修正指示等を行うことにより、より適切な評価シート内容になるよう努めます。

○コメント内容が委員ごとに異なっていた場合の整理は。

⇒各委員のコメントは、外部評価の項目選定の際に参考資料としてお配りし、内容が異なっていた場合は、確認や調整を行いたいと考えています。

## 第4次行財政改革行動計画における外部評価 実施イメージ(事務局案①・②、従来方式)

	【事務局案①】 (第1回委員会前にコメント記入)	【事務局案②】 (第1回委員会での内容確認・コメント記入)	従来方式 (外部評価のみ)
4月	実現戦略取組シートの作成、取りまとめ【所管課・事務局】		
5月			
6月	取組シートの共有【事務局⇒各委員】 内容確認・コメントの記入【各委員】	↓	↓
7月	委員コメントの取りまとめ【事務局】	<b>第1回委員会</b> 【取組実績等の説明、コメントの記入】 委員コメントの取りまとめ【事務局】	↓
8月	<b>第1回委員会</b> 【コメントの調整・ヒアリング項目選定】 所管課へコメントを共有【事務局】	<b>第2回委員会</b> 【コメントの調整・ヒアリング項目選定】 所管課へコメントを共有【事務局】	<b>第1回委員会</b> 【ヒアリング項目選定】
9月	ヒアリング項目の事前確認・追加資料等整理		
10月	<b>第2回委員会</b> 【第1回ヒアリングの実施】	<b>第3回委員会</b> 【第1回ヒアリングの実施】	<b>第2回委員会</b> 【第1回ヒアリングの実施】
11月	<b>第3回委員会</b> 【第2回ヒアリングの実施】	<b>第4回委員会</b> 【第2回ヒアリングの実施】	<b>第3回委員会</b> 【第2回ヒアリングの実施】
12月	外部評価結果報告書(中間報告)のまとめに係る事前調整等		
1月	報告書案の作成【事務局】		
2月	<b>第4回(第5回)委員会</b> 【外部評価結果報告書(中間報告)(案)の審議】 市長に対し報告書の提出		
3月			

## 実現戦略 基本情報

実現戦略				
基本理念		重点戦略		
未来像2028 (目指す姿)			最適化の視点	
担当課			主な関係課等	
実施内容 (ポイント)				

## 計画 (PLAN)

行動内容 ・ 行動計画				
令和5年度の 具体的な取組内容 (到達目標)				

## 実行 (DO)

取組実績				
取組進捗度 (定性評価)		○:計画に定めた目標を達成した。 △:計画に基づき取組を進めたが、目標達成に至らなかった。 ×:やむを得ない事情や、状況の変化により事業の検討・実施を中止した。		

## 評価 (CHECK)

設定指標		目標・実績	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)
①		目標						
		実績						
	現況値 (2020)	達成度 (定量評価)						
	算出方法等							
②		目標						
		実績						
	現況値 (2020)	達成度 (定量評価)						
	算出方法等							
③		目標						
		実績						
	現況値 (2020)	達成度 (定量評価)						
	算出方法等							
財政効果額 (創出項目のみ)	千円	達成度(定量評価)基準 S:目標値の120%以上 A:目標値の101%以上120%未満 B:目標値の80%以上100%以下		C:目標値の80%未満 Z:測定不能				
	【財政効果額算定式】							
【取組効果】								

## 改善 (ACTION)

今後の取組の 方向性	方向性区分 I. 取組終了(目標達成による) II. 現状のまま取組を継続 III. 目標の見直し又は取組の改善	IV. 状況の変化により取組を中止
	(方向性・改善の具体的内容)	
行財政改革推進委員会 委員コメント		



ページ	箇所・事由	修正前	第1回委員会の意見（要約）	修正後
9	経営の視点	<p>民間の優れた手法等を取り入れた行政運営を行う</p> <p>Point：民間手法の導入により、どのように業務改善や効率化、財政効果、市有資産の最適化等が図れたのか。また、職員のマーケティングスキルの獲得による効果は。</p>	<p>民間の優れた手法とは何を指すのか。</p> <p>経営とデジタル・DXは同じ括りで取り組まれているため、その視点で見てももらうことも一つである。</p> <p>加えて、マーケティングスキルに加え、データ分析やデータサイエンスにも言及したらどうか。</p>	<p>民間の優れた手法等を取り入れた行政運営を行う</p> <p>Point：<u>PPP/PFI等による民間ノウハウの活用や、デジタル技術・データの活用などの自治体DXにより、</u>どのような業務改善や効率化、財政効果、市有資産の最適化等が図れたのか。また、職員のマーケティングスキル、<u>データ分析による取組効果は。</u></p>
9	未来の視点	<p>将来の姿を描き そこから考えて行動する</p> <p>Point：将来世代も含めた検討により、持続可能な社会の形成にどのような効果が見込めるのか。</p>	<p>「to be」モデル、あるべき未来・ありたい未来など、将来像について補足したらどうか。</p> <p>改革の未来像は2028年となっているため、これをターゲットにして取組を進めるイメージではないのか。</p>	<p>将来の姿を描き そこから考えて行動する</p> <p>Point：<u>2028年のありたい未来像の実現に向け、どのような取組に着手したのか。</u>また、将来世代も含めた検討により、持続可能な社会の形成にどのような効果が見込めるのか。</p>
11	③外部評価	<p>③外部評価</p> <p>行革室にて各取組に係る行財政改革推進委員会における外部評価結果を入力しますので、記入は不要です。</p>	<p>書類による外部評価において、委員会の評価や課題等の結論を出すことは難しいのではないかと。</p> <p>委員会・外部評価の信頼性を損なわれないような方法を考える必要がある。</p>	<p><u>③行財政改革推進委員会 委員コメント</u></p> <p><u>評価シートの記載内容に基づき、行財政改革推進委員会委員からの所感や意見等のコメントを行革室にて入力します。</u></p> <p><u>委員コメントを確認いただき、取組内容の改善を行ってください。</u></p>

# 第 4 次木津川市行財政改革行動計画

## ～進捗管理・評価の手引き～

令和 5 年〇月

**行財政改革推進室**

# 目 次

1. 第4次木津川市行財政改革行動計画について	1
(1) 第4次木津川市行財政改革行動計画の概要	1
(2) 計画期間	1
(3) 実現戦略	2
2. 第4次行動計画の進捗管理・取組評価	3
(1) 進捗管理・取組評価の手法	3
(2) 実現戦略取組評価シートの作成	4
(3) 木津川市行財政改革推進委員会による評価の実施（外部評価）	4
(4) 評価の公表	4
3. 実現戦略取組評価シート	5
4. 令和5年度 実現戦略取組評価シートの作成方法	7

## 1. 第4次木津川市行財政改革行動計画について

### (1) 第4次木津川市行財政改革行動計画の概要

第4次木津川市行財政改革行動計画（以下「第4次行動計画」という。）は、第4次木津川市行財政改革大綱に掲げる3つの基本理念と、5つの重点戦略に基づき、「市民の視点」「未来の視点」「マチオモイな視点」「行政サービスの視点」「経営の視点」「財政健全化の視点」「職員の視点」に立ち、具体的な戦略を推進するための計画です。

#### 〈第4次木津川市行財政改革大綱 改革の未来像・基本理念・重点戦略〉

2028年に実現する改革の未来像

「未来に続く幸せ実感都市の実現」に向けた 行財政運営システムの最適化

#### 基本理念Ⅰ

まち・ひとがつながる 協働・共創(協創)の自治体  
～マチオモイな仲間を増やし つながりの輪をつくります～

#### 基本理念Ⅱ

豊かなアイデアで 未来を見据え 改革する自治体  
～柔軟な発想と行動で 最適化された 市役所をつくります～

#### 基本理念Ⅲ

信頼され 満足度の高い 簡素で 持続可能な自治体  
～未来に向け 将来世代のことも考え 賢い選択をします～

#### 5つの重点戦略

1 パートナーシップの確立

2 行政システムの最適化

3 スマート自治体への転換

4 公共施設の最適化

5 持続可能な財政基盤の確立

### (2) 計画期間

第4次行動計画は、2023（令和5）年度から2028（令和10）年度までの6年間とします。

### (3) 実現戦略

5つの重点戦略に紐づく改革によって実現する10の未来像に向け、具体的な39の取組内容を実現戦略として示しています。

#### 〈改革によって実現する10の未来像と39の実現戦略〉

未来像(1) 多様な主体との協働・共創(協創)が推進されている

- ・実現戦略① マチオモイな人たちの発掘・育成・支援
- ・実現戦略② 産官学との連携による持続可能な社会の実現

未来像(2) 市民参画を促進することで市政の透明性、信頼性が高まっている

- ・実現戦略③ あらゆる世代が参画しやすい市政の推進
- ・実現戦略④ 市政情報の可視化による信頼の向上と発信力の強化

未来像(3) 職員力が高められている

- ・実現戦略⑤ まちづくりの原動力となる職員の育成・確保
- ・実現戦略⑥ 若手職員を中心としたコミュニケーション力・課題発見力・課題解決力など能力開発
- ・実現戦略⑦ 職員表彰制度創設によるモチベーションの向上と職場風土の改革
- ・実現戦略⑧ 女性活躍・多様な人材(人財)・多様な働き方の推進
- ・実現戦略⑨ こころとからだの健康保持・増進

未来像(4) 組織力が高められている

- ・実現戦略⑩ 職員の成長と活躍を支える組織体制の構築と人員配置の最適化
- ・実現戦略⑪ 部局横断による課題解決力と対応力の強化
- ・実現戦略⑫ 新たな視点による行政運営マネジメントシステムへの転換
- ・実現戦略⑬ 情報公開制度と個人情報保護制度の更なる適正運用
- ・実現戦略⑭ コンプライアンスの更なる徹底

未来像(5) スマート自治体に向けた取組みが加速されている

- ・実現戦略⑮ 木津川市スマート化宣言の具現化・具体化による取組みの加速
- ・実現戦略⑯ 自治体DX推進体制の構築
- ・実現戦略⑰ 自治体DXに向けた職員の意識改革と行動の変容

未来像(6) 市役所の効率性・生産性が高められている

- ・実現戦略⑱ 業務改革による効率性・生産性の向上(ムリ、ムダ、ムラの解消)
- ・実現戦略⑲ オフィス空間の最適化の検討

未来像(7) 保有資産の最適化に向けた取組みが加速されている

- ・実現戦略⑳ ファシリティマネジメント推進体制整備による取組みの加速
- ・実現戦略㉑ 保有資産の可視化
- ・実現戦略㉒ 市民参画による公共施設マネジメントの推進
- ・実現戦略㉓ 近隣団体との連携による共同運営・相互利用等の推進
- ・実現戦略㉔ 未利用・低利用資産の更なる有効活用

未来像(8) 公共施設の管理運営が最適化されている

- ・実現戦略㉕ 公共施設包括管理業務委託導入可能性の検討
- ・実現戦略㉖ サービス品質の向上による利用促進
- ・実現戦略㉗ 受益者負担の適正化

未来像(9) 稼ぐ力が高められている

- ・実現戦略㉘ 市税等収納率の更なる向上
- ・実現戦略㉙ 資産等の有効利用による自主財源の確保
- ・実現戦略㉚ ふるさと納税の更なる増強・企業版ふるさと納税の活用促進

未来像(10) 規律ある財政運営が行われている

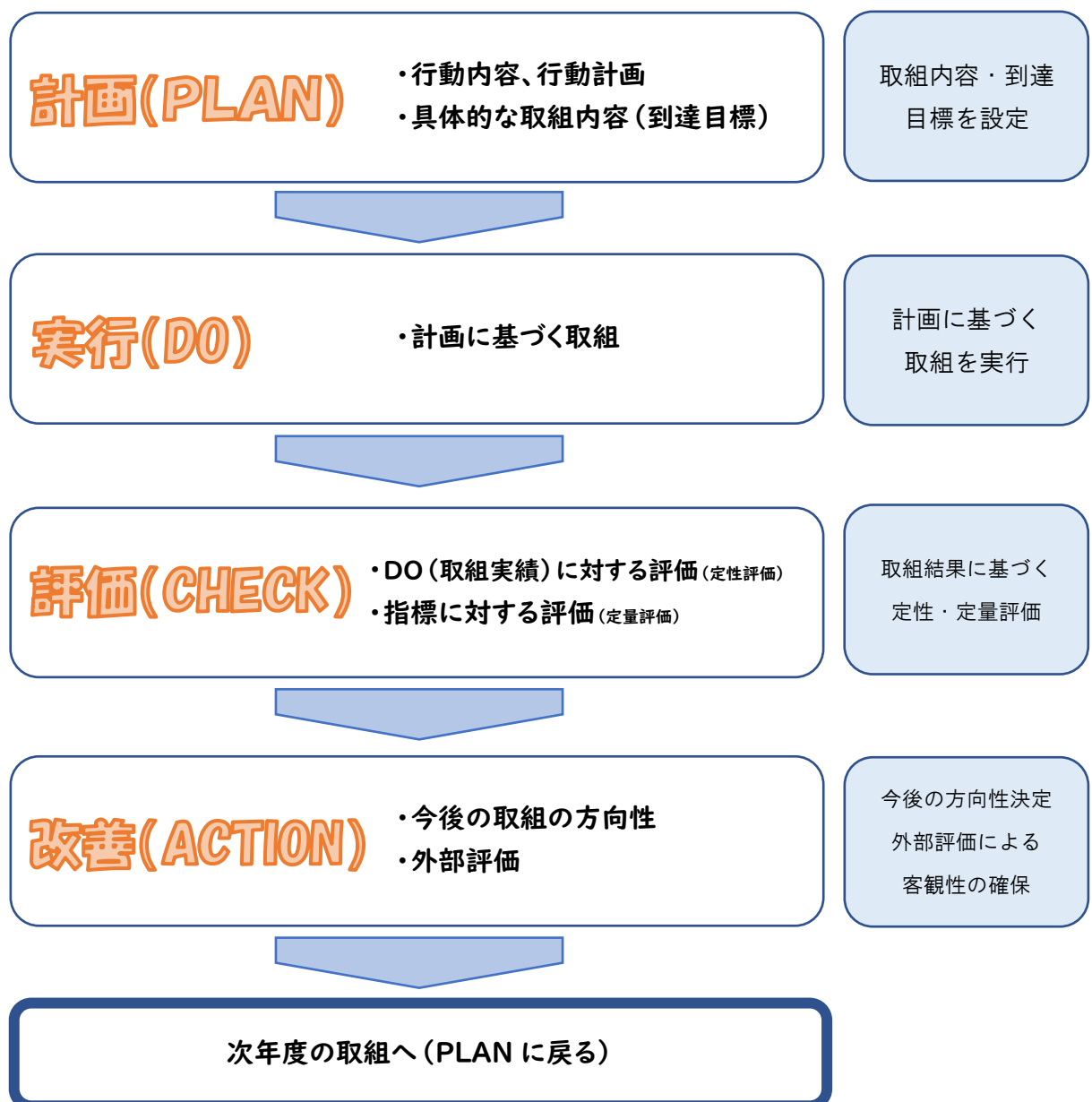
- ・実現戦略㉛ 資源を最適配分するための自主性・自立性の確保とコスト意識の向上
- ・実現戦略㉜ 予算編成マネジメントの強化
- ・実現戦略㉝ ガイドラインの策定による適正かつ効果的な補助制度への転換
- ・実現戦略㉞ 情報システム最適化の推進
- ・実現戦略㉟ 入札・契約制度の更なる適正運用
- ・実現戦略㊱ 公共事業・大規模事業の平準化
- ・実現戦略㊲ 地方公会計による財務書類や地方財政状況調査結果の分析と活用
- ・実現戦略㊳ 基金の管理・運用と積立て・取崩しによる財源調整
- ・実現戦略㊴ 財政指標等の目標設定による財政健全化

## 2. 第4次行動計画の進捗管理・取組評価

### (1) 進捗管理・取組評価の手法

実現戦略の取組状況に対して、年度ごとに定性（進捗度）と定量（達成度）による客観的な評価を行い、その評価に基づき今後の方向性や改善点を明確にすることで、戦略の見直しや指標・目標の修正等につなげるなど、PDCAサイクルが機能した進捗管理を図ります。

#### ●評価の流れ



## **(2) 実現戦略取組評価シートの作成**

実現戦略ごとに「実現戦略取組評価シート」を作成し、客観的な評価基準に基づき、毎年度その進捗状況进行评估します。

## **(3) 木津川市行財政改革推進委員会による評価の実施（外部評価）**

市の取組状況及び内部評価について、木津川市行財政改革推進委員会による外部評価を行うことで、第三者の視点による意見を取り入れ、更なる改善につなげるとともに、評価の中立性・透明性を確保します。

## **(4) 評価の公表**

実現戦略の進捗状況や成果、内部・外部評価結果について、ホームページ等により広く市民へ公表を行います。

### 3. 実現戦略取組評価シート

「実現戦略取組評価シート」は、行動計画に定められた39の実現戦略ごとに、各年度当初に設定する「具体的な取組内容（到達目標）」に対し、取組実績を評価するとともに、その活動による指標の達成度や7つの最適化の視点と4つの経営資源（人・資産・財源・情報）による取組効果を評価することで、今後の取組の改善につなげるものです。

#### 2023（令和5）年度 第4次木津川市行財政改革行動計画 実現戦略 取組評価シート

実現戦略 基本情報			
実現戦略	㊸ サービス品質の向上による利用促進		
基本理念	Ⅲ 信頼され 満足度の高い 簡素で 持続可能な自治体	重点戦略	4 公共施設の最適化
未来像2028（目指す姿）	(8) 公共施設の管理運営が最適化されている	最適化の視点	市民の視点 経営の視点
担当課	行財政改革推進室	主な関係課等	指定管理導入施設所管課 公共施設所管課
実施内容（ポイント）	指定管理施設における民間のノウハウを活かした適正な管理運営とモニタリング調査を通じたサービスの向上に引き続き取り組みます。 また、市が直接管理運営する施設においても、市民ニーズを的確に把握しながら事業や講座等の見直しなどサービス品質向上に努めることで、施設の利用促進を図ります。そして施設のPRによる認知度の向上や、魅力的な事業の展開によって、より多くの市民が利用できる機会の確保に取り組みます。		

① 実現戦略個表に基づき、各戦略の基本情報を転記

計画（PLAN）	
行動内容・行動計画	モニタリング調査による適正な管理運営（R5～R10） アンケート調査結果に基づく質の向上（R5～R10） サービス向上・利用促進に向けた取組み検討（R5～R10）
令和5年度の具体的な取組内容（到達目標）	指定管理者制度の採用と指定に関する指針に基づき、指定管理施設における年2回のモニタリング調査及び年1回の利用者アンケートが適正に実施されているか調査を行うとともに、業務改善指示への対応等を確認しながら制度の推進を図っていく。

② 実現戦略個表に記載している「■未来像に向けたプロセス（行動内容）」を転記

③ 各年度における具体的な取組内容や到達目標を記載

実行（DO）	
取組実績	計画的な実地調査を促すため、実施計画の報告を求めるとともに、適切な進捗管理に努めた結果、全指定管理施設において指針に基づく年2回のモニタリング及び年1回のアンケート調査が実施できた。モニタリング調査では、各施設管理に係る指導を行うとともに、一部施設における不履行が認められる業務に対し、業務改善を指示した。
取組進捗度（定性評価）	○

④ 取組状況、取組実績などを記載

⑤ 取組実績を踏まえ、計画・目標に対する進捗度（定性評価）を記載

○：計画に定めた目標を達成した。  
△：計画に基づき取組を進めたが、目標達成に至らなかった。  
×：やむを得ない事情や、状況の変化により事業の検討・実施を中止した。



評価 (CHECK)									
設定指標			目標・実績	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)
①	指定管理施設利用満足度 (%) ※非常に満足・満足・また利用したいと感じた人の割合	目標	95.2	↑	↑	↑	↑	↑	↑
		実績	95.0						
	現況値 (2022)	93.1%	達成度 (定量評価)	B					
	算出方法等	利用者アンケート結果							
②	指定管理施設に対するモニタリング調査 (回) ※各施設2回/年度	目標	20	→	→	→	→	→	→
		実績	20						
	現況値 (2022)	20回	達成度 (定量評価)	A					
	算出方法等	各年度実績値							
③		目標							
		実績							
	現況値 (2020)		達成度 (定量評価)						
	算出方法等								
財政効果額 (創出項目のみ)	十円	【財政効果額算定式】	達成度 (定量評価) 基準 S: 目標値の120%以上 A: 目標値の101%以上120%未満 B: 目標値の80%以上100%以下 C: 目標値の80%未満 Z: 測定不能						
【取組効果】	利用者アンケートに基づき、一部の指定管理施設において、休館日の見直しや開館時間の延長を行うとともに、自主事業として新たに〇〇講座を開講するなど、利用者ニーズに合わせた施設管理を実施できた。また、市ホームページにおける施設紹介ページをリニューアルするとともに、新たに市公式LINEに情報を掲載し、広報の充実を図った結果、昨年度と比較し、〇〇〇〇人の利用増加につながった。昨年度と比較し、指定管理施設全体の利用者は〇〇〇〇人増加しており、民間のノウハウを活用した管理・運営により、施設の最適化に寄与している。								

⑥ 実現戦略個表に記載されている指標に対する実績・達成度 (定量評価) を記載

⑦ 取組において創出された財政効果額・算定式を記載

⑧ 基本情報欄にある最適化の視点・経営資源の観点から、どのような効果があったか記載

⑨ 計画 (PLAN)、実施結果 (DO)、評価 (CHECK) を踏まえ、今後の取組について区分に基づき記載

⑩ 今後の方向性や、課題解決に向けた改善方法等について記載

⑪ 行財政改革推進委員会委員のコメントを入力

改善 (ACTION)	
今後の取組の方向性	方向性区分 I. 取組終了 (目標達成による) II. 現状のまま取組を継続 III. 目標の見直し又は取組の改善 IV. 状況の変化により取組を中止
	(方向性・改善の具体的内容)
行財政改革推進委員会委員コメント	引き続き、公の施設の適正な管理を期するため、所管課との連携により進捗管理を行う。令和6年度には利用満足度の向上を目的とした、利用者アンケート内容の精査・内容の見直しを検討し、より利用しやすい施設に向け市民ニーズの把握に努めていく。

## 4. 令和5年度 実現戦略取組評価シートの作成方法

以下の内容を参考に、各項目の実現戦略取組評価シートの作成をお願いします。

### 共通事項

- ・取組評価シートは、実現戦略の項目毎に1つのエクセルファイルです。
- ・記載内容を修正する場合は、行革室（内線412）へ連絡のうえ、修正箇所を朱書きにて表示してください。
- ・計画的な取組の進捗が図れるよう、担当課は主な関係課と十分な連携・調整をいただいたうえで、評価シートの作成をお願いします。

### ●実現戦略 基本情報

全項目（実現戦略、基本理念、重点戦略、未来像2028、最適化の視点、担当課、主な関係課等、実施内容（ポイント））を行革室で入力していますので、内容の確認を行ってください。

### ●計画(PLAN)

#### ①行動内容・行動計画

実現戦略個表の行動内容・行動計画を行革室で入力していますので、確認をお願いします。

#### ②具体的な取組内容（到達目標）

「①行動内容」に基づき、令和5年度において実施する取組内容及び到達目標を記入してください。この説明を見れば、今年度に目指すべき到達点と、それに向かって取り組む具体的な行動がわかるような表現をしてください。

### ●実行(DO)

#### ①取組実績

事業の目的や目標の達成に向けた過程や取組状況（プロセス）、進捗における課題及び課題解決に向けた取組などについて具体的に記入してください。

#### 例

マイナンバーカードの交付体制強化を目的としたマイナンバーカードセンターを設置するとともに、●月～●月に市内の商業施設に出張申請窓口（全●回）を開催することにより、令和●年度において交付件数が●●●件（累計）、普及率が●●%となった。

## ②取組進捗度（定性評価）

計画（PLAN）欄で示した具体的な取組内容に対し、令和5年度でどの程度進捗があったのか、次の基準に基づき、3段階で評価し記入してください。

評価	進捗度（定性評価）基準	例示
○	計画に定めた目標を達成した。	計画通りのスケジュールで事業を完了できた など
△	計画に基づき取組を進めたが、目標達成に至らなかった。	事業実施に時間を要し、目標達成ができなかった など
×	やむを得ない事情や、状況の変化により事業の検討・実施を中止した。	新型コロナウイルスの影響を考慮し、事業を取りやめた など

## ●評価(CHECK)

### ①設定指標

#### ・指標名称、現況値、算出方法

行革室で記載していますので、確認をお願いします。なお、現況値は原則として令和4年度における数値を用いることとしていますので、それ以前の数値が設定されている場合は、直近数値に置き換えてください。

#### ・目標、実績、達成度（定量評価）

目標欄に矢印（↑、↓、→）が記載されているものについては、令和5年度における目標数値を年度当初に設定いただき、その数値を記入してください。また、年度終了後には、実績値の記入をお願いします。

また、指標に対する達成度（定量評価）については、次の基準に基づき、5段階で評価・記入してください。

評価	達成度（定量評価）基準
S	実績値が目標値の120%以上
A	実績値が目標値の101%以上120%未満
B	実績値が目標値の80%以上100%以下
C	実績値が目標値の80%未満
Z	測定不能

## ②財政効果額

取組により財政効果額が創出された場合は、効果額及び算定する根拠数値を入れた算定式を記入してください。（財政効果額がない場合は記入不要）

### 算定式 例

R4年度職員人件費単価：2,135 円/人・時間、取組による業務削減時間 50 時間  
 財政効果額 2,135 円×50 時間=106,750 円≒**107 千円**

## ③取組効果

取組により、各戦略に定められている7つの最適化の視点と、4つの経営資源（人・資産・財源・情報）に対し、どのような効果があったのか具体的に記載してください。

最適化の視点	概要
市民の視点	サービスの受け手である市民の目線で考える
	Point：市民ニーズの把握、必要なサービス・情報の提供等により、どのような市民サービスの向上・量の確保、手続の公平性、市民参画につなげたのか。
マチオモイな視点	まちに愛着を持ち 地域に寄り添う マチオモイな人と仲間を増やす
	Point：多様な主体との協働・共創により、どのような成果や課題解決を図れたのか。
経営の視点	民間の優れた手法等を取り入れた行政運営を行う
	Point：PPP/PFI 等による民間ノウハウの活用や、デジタル技術・データの活用などの自治体 DX により、どのような業務改善や効率化、財政効果、市有資産の最適化等が図れたのか。また、職員のマーケティングスキル、データ分析による取組効果は。
職員の視点	サービスの提供者である職員のワークエンゲイジメントを高める
	Point：どのように職場環境が変化し、職員の働きがい向上につながったのか。また、職員のスキルアップやワークライフバランスの確保はどうか。
未来の視点	将来の姿を描き そこから考えて行動する
	Point：2028年のありたい未来像の実現に向け、どのような取組に着手したのか。また、将来世代も含めた検討により、持続可能な社会の形成にどのような効果が見込めるのか。

行政サービスの視点	限られた経営資源で最大の成果を挙げる
	Point：職員の能力開発、業務効率化や生産性の向上など、限られた資源の最適化により、財政状況や市民サービスがどのように改善したのか。
財政健全化の視点	財政規律・指標等に基づく財政運営を行う
	Point：歳入増加・歳出削減等による財政効果、市民・職員の意識醸成による効果は。

(参考) 4つの経営資源について

人	マチオモイな人材の育成、働きやすい環境の整備、職員の知識・スキルの向上などにつながっているか など
資産	市有財産の有効な利活用の促進や、生産性向上に資する最適な技術やツールの導入はできているか など
財源	歳入増加・歳出削減の促進や民間活力の導入、費用対効果や事務負担軽減など、持続可能な行財政運営への推進に貢献しているか など
情報	必要な情報が入手しやすい環境の構築、広聴機会の拡大による透明性の確保や、市民満足度を高めるための市民ニーズの把握に努めているか など

## ●改善 (ACTION)

### ①今後の取組の方向性

今後の取組方向性について、以下の区分に基づき、4段階で記入してください。

区分	方向性
I	取組終了(目標達成による)
II	現状のまま取組を継続
III	目標の見直し又は取組の改善
IV	状況の変化により取組を終了(取組中止)

## ②方向性・改善の具体的内容

方向性の区分に基づき、次年度以降の目標達成に向けた取組や、今後の改善点について、何をいつまでに、どのような方法で取り組んでいくのかを具体的に記入してください。

## ③行財政改革推進委員会 委員コメント【記入不要】

評価シートの記載内容に基づき、行財政改革推進委員会委員からの所感や意見等のコメントを行革室にて入力します。

委員コメントを確認いただき、取組内容の改善を行ってください。

## 第3次木津川市行財政改革行動計画における外部評価概要について

### 1 目的

平成30年度から令和4年度を計画期間とする「第3次木津川市行財政改革大綱・行動計画」に掲げる普通交付税合併算定替終了対策目標の達成に向け、第三者の立場から行動計画の進捗状況を評価し、必要な意見を述べ、改善に向けた提案等を行うことによって、行動計画の着実な進捗を図ることを目的とする。

### 2 実施主体

木津川市行財政改革推進委員会

### 3 実施期間

令和元年度から令和3年度（3年間）

### 4 評価の対象と選定の考え方

第3次行財政改革行動計画項目を対象とし、市の行財政改革に関して特に重要として委員が判断した項目（市民協働の推進、受益者負担の適正化、外郭団体の見直し、指定管理者評価制度の推進、子育て支援など）と、毎年度行動計画の進捗状況の報告を受けるなかで、進捗状況からして評価が必要と考える項目を候補として抽出し、各年度において審議を行い選定。

### 5 評価の視点とねらい

「Plan（計画）」、「Do（実行）」、「Check（評価）」、「Action（改善）」のPDCAサイクルによる進捗管理において、これまで市の評価に内部評価にありがちな「寛大化・中心化傾向」が見られるなどの課題があったことを受け、市が行った評価（内部）に対して、「有効性」、「効率性」、「市民満足度」、「適切なプロセス」の4つの視点を基軸とし、取り組みの進捗状況（■実施・□検討など）に応じて、「定量」及び「定性」といった幅広い観点から総合的に評価（外部）し、市の評価が「妥当な評価」であるかなど、その結果を毎年度報告するとともに、必要に応じて改善に向けた意見や提案を行うことで、「Check（評価）」と「Action（改善）」を促すことを目的とする。

〔市の評価〕

S：特に良好に進捗、A：良好に進捗 B：概ね進捗、C：進捗に課題あり

〔市の評価に対する委員会評価〕（※集約項目の場合）

○：妥当な評価、－：過少な評価 ＋：過大な評価

（※取組みとして ○：適当、△：やや不十分、×：不十分）

## 6 評価の実施方法

委員会において選定した項目（年間4項目、計12項目）について、所管課が作成した外部評価調査票（別添1）や取組状況を示す資料等の提出を受け、事前に委員間で論点・課題点等を整理（別添2）したうえで、所管課に対してヒアリングを行い、所管課説明と質疑応答を通じて進捗状況や取組みにおける課題点、今後の方向性などを確認。その後、外部評価シートに沿って各委員が評価した結果や意見等を取りまとめ、年度の最終委員会での審議を経て、評価を決定し、意見を付して市長に報告（年度中間報告）を実施。

### ◆所管課ヒアリングの流れ～（令和3年度）

1項目当たりのヒアリング時間は50分（最大60分）

#### ①担当課による説明（5分）

- ・担当部局職員が、取組みの要点や概要について説明  
⇒ 取組みの内容、実績、課題や今後の方向性、事前の論点・課題整理に対する見解（特に重要な点）、市の評価結果と理由 など



#### ②質疑・議論（約45分・最大50分）

- ・委員から説明者（担当部局）に対する質疑
- ・委員による議論  
⇒担当課が行った評価の判断の妥当性、取組みの改善点など



#### ③評価（後日提出）

- ・ヒアリング結果を受け、各自の評価・意見等のまとめ
- ・「外部評価シート」（別添3）の記入、事務局へ提出



## 「第 3 次行財政改革行動計画」令和〇年度外部評価調査票

項目 No			
項目名			
項目内容			
項目設定年度／区分		所管部局	

## 【評価・財政効果等の動き】

	H30	R1	2020	2021	2022
検討年度					
評価	S：特に良好に進捗 A：良好に進捗 B：概ね進捗 C：進捗に課題あり				
主な指標等	モニタリング調査、利用者アンケート実施回数（回）				
効果額（千円）					
目標					

## 【取組み実績・特記事項】

H30	
R1	
R2	
R3	
R4	

**【調査事項①】**

**○本年度（前年度実績）の評価（定性・定量）を判断した主な理由**

（定性評価の進捗度）

（定量評価の達成度）

**○昨年度までの取組実績を踏まえた、本年度以降の取組み方針**

**※C評価の場合のみ記載**

**○C評価となった理由と今後の取組方針、具体的なスケジュール等**

**【調査事項②】**

**○有効性（項目内容を達成できたか。その内容は有効であるか。）**

**○効率性（費用対効果は。）**

※項目達成による財政効果や事務負担の軽減と、見直し後の将来的な見通しなどを踏まえて記載。

**○市民満足度（「結果（内容）」は市民にとって望ましいものか。）**

**○適切なプロセス（手順等は適切であったか。）**

※検討開始～項目達成までの主な手続きを時系列（箇条書き）に記載。

項目名：No.15 会計年度任用職員の導入 (所管部局：市長直轄組織 人事秘書課)

論 点	①募集について ②任用・勤務条件について ③給与水準について ④人事評価について
-----	---

①募集について	
論点・課題等	担当課見解
募集・任用に関する手続きは、それぞれの部署が行っているのか。	登録者の中から人選・面接・任用者の決定は任用する課で行い、決定後の任用手続き、給与の支払い等については、市長部局は人事秘書課、教育部局は学校教育課で行っています。なお、面接は任用する課と人事秘書課または学校教育課合同で行っています。
募集にあたり、任用回数や任用年数、年齢等により一律に応募要件に制限を設けていないか。(60歳以上の募集を一律に制限するなど)	任用回数や任用年数、年齢等により応募要件は設けておりませんが、地方公務員法第16条に規定する以下の欠格条項に該当する場合は、登録することができません。 (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) 木津川市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者。
募集に際しては、いつどのように周知(ホームページ、ハローワーク等)しているのか。また、職種毎の採用予定人数について、年度当初に公表していない理由は。	本市では登録制のため常時、市ホームページで登録の案内を行っており、任用が必要となった場合は、登録者の中から人選し、面接のうえで任用することとなります。任用が必要な職種に登録者がいない場合や急遽任用が必要な場合は、ホームページやハローワーク等で募集を行うことがあります。なお、年度内に発生する欠員補充等の必要に応じて、その都度登録者の中から人選するため、年度当初に採用人数や職種などの公表は行っていません。
採用の有無や時期が不明瞭である登録制度にしている理由は。	任用は新規事業の開始、育児休業や退職等による欠員補充等により随時発生するため、その都度ホームページ等で募集を行うよりも、登録制とすることで、面接から任用までの手続きが迅速に行えるためです。なお、市のホームページに掲載している登録案内には、登録期間中に必ずしも任用されるものではない旨記載しておりますので、登録者の方は内容を確認の上登録していただい

欠員となっている職種はあるのか。ある場合は、どのような要因によると分析しているのか。また、どのような対策を講じているのか。	るものと認識しております。 現在、欠員となっている職種はありません。任用が必要となった場合は速やかに登録者の中から人選を行い任用します。なお、保育士や保健師など資格が必要な職種等で登録者がいない場合や、急遽の任用が必要となった際には、ホームページやハローワークを通じて募集を行い、欠員が生じないように努めています。
書類選考及び面接以外に競争試験によって選考・任用を行っている職種はあるか。	現時点において、書類選考及び面接以外での選考はありません。

②任用・勤務条件について	
論点・課題等	担当課見解
制度の導入にあたり、任用・勤務条件についてどのように検討され、結果、どのように処遇改善が図られたのか。本市の制度導入前後や正職員との比較、また国や近隣団体の状況はどのようになっているか。	法改正の趣旨に則り、総務省マニュアルを原則として、正職員との比較や、近隣団体を参考に制度設計を行いました。これにより期末手当の支給や、これまで取得できなかった休暇が取得できるようになるなど、処遇を改善しました。【資料①参照】
会計年度任用職員の勤務時間については、その職種の内容や標準的な職務の量に応じた適正な勤務時間を設定すべきところ、フルタイム勤務とすべき標準的な職務の量がある職をパートタイム勤務と位置付けること自体を目的として、制度導入にあたり勤務時間を短くした例はあるか。また、年度途中や令和3年度において労働時間をフルタイムからパートタイムに変更した事例はあるのか。ある場合は、職種、人数と理由は。	制度導入前では、職種にかかわらず勤務時間等の雇用形態が様々でしたが、会計年度任用職員の制度移行時において、職務の内容や標準的な職務の量を精査し、見直しました。また、扶養の範囲で働きたいなどの要望に応じた勤務時間が可能となるよう配慮しています。その中で担任を受け持つ職種である主任保育士と主任幼稚園教諭をフルタイム(週38.75h)の区分とし、その他の職種については、勤務時間が短い場合や、補助的な業務を行う職種として、パートタイムの区分としています。制度導入時において、職種によってはフルタイムからパートタイムへ変更となり、勤務時間が短くなった例はありますが、現給保証により以前の報酬を下回らないよう設計を行いました。 なお、令和2年度から令和3年度におけるフルタイムからパートタイムへの変更事例は、保育士4人、幼稚園教諭1人の合計5人であり、変更の理由としては本人からの申し出によるものとなっています。
令和3年度において再度の任用を行った職種と人数は。	令和2年4月1日の年度当初から令和3年度において、引き続き任用している会計年度任用職員数は466人で、主な職種として、幼稚園教諭・保育士関係が163人、児童クラブ指導員関係が55人、事務補助員が50人となっています。
制度移行前(過去5カ年程度)の嘱託・臨時職員数の推移と制度移行後の会計年度任用	児童の増加により児童クラブの指導員が増加しています。また、令和3年度において会計年度任用職員の人数



## 令和3年度外部評価 論点・課題整理

②任用・勤務条件について（続き）	
用職員数の推移は（職種別、フルタイム、パートタイム別）。	が増加していますが、これはコロナ関係の任用や、マイナンバーセンターの任用などによるものです。【資料②参照】
退職手当や社会保険料等の負担を軽減するため、再度の任用の際、新たな任期と前の任期との間に一定の期間（いわゆる空白期間）を設けるといった不適切な取扱いはないか。	本人に継続の意思があり、勤務条件等を踏まえ再度の任用を行うにあたっては、空白期間を設けるといった不適切な取扱いはありません。
避難所運営などの災害対応に非正規公務員を動員するケースが東日本大震災、西日本豪雨災害による被災団体などで見受けられるが、本市において会計年度任用職員は、災害対応に動員することを想定しているのか。想定している場合、労働条件として予め通知することや怪我等の災害補償、時間外勤務手当等の処遇は。	災害対応等に従事いただくことは想定しており、現にワクチン接種会場への動員について、事前に本人同意のうえで従事いただいています。災害補償については、現業職は労働災害、非現業職は民間の保険に加入していません。時間外勤務手当につきましては、勤務実績に基づき支給することとなります。
厚生労働省の「放課後児童クラブ運営指針」によると、支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員を配置し、うち1名は補助員に変えることができるとされており、2職種で運営されているのが通例と考えるが、木津川市では主任指導員・指導員・指導補助員の3分類で業務分担を規定している理由はなにか。【「No.73 放課後児童クラブの運営方法の検討」と共通】	国の基準に準じ、資格や経験のある方を①指導員、無い方を②指導補助員として区分しています。木津川市では、①指導員のうち、児童の見守りや遊びの指導だけでなく、児童クラブの運営や、児童の状況把握等の幅広い業務を行う責任者としての立場の者を③主任指導員として区分しています。

たい。また、勤務時間など労働条件の変更等によって制度移行前と比べ減給となった職種はあるか。	時間など労働条件の変更等により報酬月額が減少する場合はありますが、単価が増額になったことや期末手当が新たに支給されること等により年収は増加しているものと認識しています。【資料③参照】
財政上の理由から期末手当の支給を抑制することや、期末手当を支給する一方で給料や報酬を抑制することは制度の趣旨に沿わず、適正な措置を講じるよう国から助言がなされているが、本市での処遇は適正に行われているか。本市の支給割合、支給基準等について近隣団体の状況を明らかにしながら示されたい。	期末手当の支給率は正職員に準じています。また、期末手当の支給による報酬単価の引き下げは行っていません。近隣団体におきましても、ほとんどが同様の支給割合、支給基準となっています。【資料④参照】
翌会計年度に引き続き任用された場合など、昇給についての考え方や基準は。また減給となるケースは想定されているのか。	以下の基準をすべて満たした場合において、再度の任用時に1号級昇給となります。（最大8号給まで）  (1)任用期間が4月1日から翌年の3月31日までの期間であったこと。 (2)その者について定められた勤務時間の2分の1以上を勤務したこと。 (3)基準年度を通して週所定労働時間が20時間以上であったこと。 (4)基準年度を通して月額の給料等を受けたこと。 (5)木津川市会計年度任用職員人事評価実施要綱に基づき実施した人事評価の結果が「良」又は「可」であったこと。 なお、減給になるケースは想定していません

③給与水準について	
論点・課題等	担当課見解
会計年度任用職員の給与水準については、地方公務員法に定める均衡の原則などの給与決定原則を踏まえ、基本的に当該会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤職員の属する職務の級の初号給の給与月額を基礎として、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等の要素を考慮したうえで決定することとされているが、本市における会計年度任用職員の給与水準の考え方（現給保障等）について、正職員の給料表との関係や近隣団体の状況を明らかにしながら示され	本市の会計年度任用職員の給料表は平成31年度の正職員の給料表を基に作成しています。係長級以上の職務は想定していませんので職務の級は2級までとし、正職員の各級の職務内容に準じて、1級は「定型的又は補助的な業務を行う職務」、2級は「高度の専門的知識又は技術若しくは経験を必要とする職務」としています。この給料表に基づき、職種ごとの制度導入前の支給額の直近上位の号給に格付けを行いました。なお、2級については、号給の追加を行うことにより、直近上位の号へ格付けが出来るよう対応しています。近隣団体の状況は参考にしつつ、これまでの月額給与や時給を下回らない月給保証を基本的な考えとして決定しました。なお、勤務

④人事評価について	
論点・課題等	担当課見解
木津川市会計年度任用職員人事評価実施要綱（第10条関係）において、翌年度の会計年度任用職員の選考と勤務成績に人事評価の結果を活用するとされているが、具体的な取扱いは。	各所属長が要綱に基づき人事評価を行い、評価結果が「良」又は「可」であった会計年度任用職員については、引き続き翌年度も任用できることとしています。また、昇給基準の一つとしても活用しています。
会計年度任用職員の人事評価について、主にモチベーションや思考力・判断力といった定性評価のみで判断しているようであるが、目標・指標といった定量評価の取扱いなど、今後、どのように進めていくのか、課題点を明らかにしながら示されたい。	能力評価と業績評価によって評価を行っています。能力評価は評価項目ごとに定める着眼点に基づき、職務遂行の過程において発揮された能力を客観的に評価するものです。業績評価は業務の達成度により、その業務上の業績を客観的に評価するものです。業績評価では与えられた業務を確実に遂行することを評価項目としており、その業務の中で自らが目標や指標を設定し、その達成状況

## 令和3年度外部評価 論点・課題整理

④人事評価について（続き）	
	<p>を自己申告することで、所属長が評価を行っています。課題として、年度途中の任用者について、評価期間が短く評価が困難な場合等があるなどが挙げられますが、今後はより適正な評価制度となるよう努めていきたいと考えます。</p>
追加資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>①任用条件の比較</li> <li>②職種別職員数推移</li> <li>③会計年度任用職員 主な職種の給料比較表（R2.4.1～）</li> <li>④近隣団体の会計年度任用職員の状況</li> <li>⑤人事評価マニュアル</li> <li>⑥木津川市職員の給与に関する条例</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・更なるワーキングプアを生み出さないようにしているかなど、木津川市の制度運用が本来の趣旨に基づき適正に運用されているか。</li> </ul>

## 令和〇年度「第3次行財政改革行動計画」外部評価シート

(令和〇年〇月〇日( ) ヒアリング実施)

評価者: \_\_\_\_\_

項目 No			
項目名			
項目内容			
項目設定年度/区分		所管部局	

## 1. 4つの視点に対する評価

(○: 適当、△: 改善の余地あり、×: 要改善 のいずれかを評価欄に記入)

<b>○有効性 (項目内容を達成できたか。その内容は有効であるか。)</b>	
(評価欄)	(意見等)
<b>○効率性 (費用対効果は。)</b>	
(評価欄)	(意見等)
<b>○市民満足度 (「結果 (内容)」は市民にとって望ましいものか。)</b>	
(評価欄)	(意見等)
<b>○適切なプロセス (手順等は適切であったか。)</b>	
(評価欄)	(意見等)

## 2. 達成状況（結果）等に対する評価

（○：適当、△：やや不十分、×：不十分 のいずれかを評価欄に記入）

主な指標等	
（評価欄）	（意見等）
効果額	
（評価欄）	（意見等）
取組実績等	
（評価欄）	（意見等）
その他	
（評価欄）	（意見等）

.....

### 【総合評価（市が決定した評価：「〇〇〇〇」に対する評価）】

（○：妥当な評価、－：過小な評価、＋：過大な評価 のいずれかを評価欄に記入）

外部評価結果（○：妥当な評価、－：過小な評価、＋：過大な評価 のいずれかを評価欄に記入）	
（評価欄）	（意見等）

#### ※評価基準

- ：妥当な評価…取組実績、成果等に対し、市評価が適当（修正なし）と考える場合
- －：過小な評価…十分な取組実績・成果や検討等があり、市評価の見直し（上方修正）が適当と考える場合
- ＋：過大な評価…取組実績や検討内容が不十分であり、市評価の見直し（下方修正）が適当と考える場合

## 外部評価の実施に係る事務局別案について

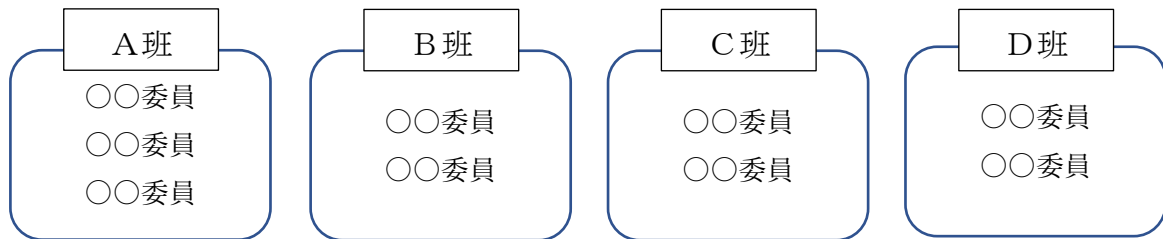
外部評価の実施にあたり、事前に送付いたしました事務局案のとおり全項目の取組評価シートのご確認・コメントをいただくものとしておりますが、実際のところ委員各位の負担増が想定されることから、以下の別案も提案させていただきます。

### 別案：班分け方式

各委員を専門部会的に複数の班に分け、事前に定められた行動計画項目の取組評価シートについて確認・コメントを行ったうえで、その中から外部評価の取組項目の選定を行う。

#### ◎案のイメージ

① 1班につき2～3名のグループを形成



② 班ごとに担当する行動計画項目を決定（1班10項目程度を担当し、行動計画における実現戦略全39項目について担当を決定）

A 班	担当項目：①、⑤、⑨、⑬、⑰、⑳、㉓、㉖、㉙、㉛、㉞	項目は重複しないように行動計画の重点戦略もしくは10の未来像の区分により仕分けを行うことを想定しています。
B 班	担当項目：②、⑥、⑩、⑭、⑱、㉒、㉔、㉗、㉚、㉝	
C 班	担当項目：③、⑦、⑪、⑮、⑲、㉑、㉕、㉘、㉜、㉟	
D 班	担当項目：④、⑧、⑫、⑯、㉁、㉄、㉆、㉈、㉊、㉍	

③ 事務局から共有する「取組評価シート」を確認し、各自担当項目のコメントを記入。（担当以外の項目についても、意見等がある場合はコメントを記入。）

④ コメントの記入に合わせ、担当項目において特に重要と考えるものや、進捗状況に応じて外部評価を行うべき項目の順位付けを行う。

⑤ 事務局においてコメント及び外部評価候補項目をとりまとめ、第1回委員会にて審議を行い、外部評価項目を決定。

#### 備 考

班については3名の3班体制にすることや、全項目を委員任期である2年間で実施するよう仕分けし、確認・コメントを行うといったことも可能と考えます。



**木津川市公共施設等総合管理計画の改訂に係る経過について**

平成 29 年 3 月	木津川市公共施設等総合管理計画 策定
令和元年 3 月	木津川市公共施設等総合管理計画 施設類型別個別施設計画 (第 1 期) 策定
令和 3 年 1 月	総務省通知「令和 3 年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」(令和 3 年 1 月 26 日付け総財務第 6 号通知)が発せられ、令和 3 年度中での見直し(長寿命化対策を反映した場合の見込みや、対策の効果額などの必須事項の記載)を行うよう求められる
令和 3 年度	必要な見直しについて検討し、年度末に改定案の作成を行ったが、京都府自治振興課より改定の条件を満たしていないとの指摘を受け、令和 3 年度中の改訂を見送り
令和 4 年 4 月	「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が改訂され、計画に記載すべき事項(脱炭素化の推進方針など)が追加 「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂等について」(令和 4 年 4 月 1 日付け総財務第 43 号)において、総合管理計画の見直しの完了が令和 4 年度以降となる場合は、令和 5 年度末までの見直し完了を求められる
令和 4 年度	「経営・財務マネジメント強化事業」を活用したアドバイザー派遣を申請し、改訂に係る助言を受け、計画見直しを実施したが、行財政改革推進本部会議及び行財政改革推進委員会での報告が間に合わなかったことから、令和 4 年度中での改訂を見送り
令和 5 年 7 月	行財政改革推進本部会議へ報告
令和 5 年 8 月	行財政改革推進委員会へ報告

令和5年9月

- ①京都府自治振興課へ改定内容の検証を依頼、内容の修正（年度表記、必須事項の不足など）について指摘を受ける
- ②指摘事項について修正を行い、再度確認を依頼
- ③「特段の追加等なし」との意見を受ける

#### ○令和5年10月以降の予定

- ・以下の会議において本部会議・委員会後の修正について報告

10月19日（木） 部長連絡会議

11月 9日（木） 第2回行財政改革推進委員会

- ・11月中の改訂を目途に作業を実施

#### ○第1回委員会後の主な修正内容について

- ①フォローアップ体制（PDCAサイクルに基づいたマネジメントの実施、計画の見直し）の追加
- ②計画中のグラフ・表について、計画当初のものが区別できるよう表記を追加
- ③平成31年度以降の和暦表記について、「令和」表記となるよう修正

ページ	箇所・事由	新	旧
目次	タイトルの修正・追加	<p>VI. 計画の推進</p> <p>1. 推進体制</p> <p>2. フォローアップ体制</p>	<p>VI. 計画の推進体制</p>
2	「3. 計画の位置づけ」の文言修正	<p>なお、令和5年度の改訂は、総務省通知（令和4年4月発出）に沿って、一部改訂を行ったものです。</p>	<p>なお、令和4年度の改訂は、総務省通知（令和4年4月発出）に沿って、一部改訂を行ったものです。</p>
5	(2) 将来人口推計の文言を修正	<p>木津川市は全国的に人口が減少するなかで増加傾向にあり、将来推計人口においても、2030年（令和12年）までこの傾向が続くと推計されています。しかし、それ以降、人口は減少傾向となり2060年（令和42年）には～</p>	<p>木津川市は全国的に人口が減少するなかで増加傾向にあり、将来推計人口においても、2030年（平成42年）までこの傾向が続くと推計されています。しかし、それ以降、人口は減少傾向となり2060年（平成72年）には～</p>
5	【図：年齢階層別将来推計人口の推移】の年度表記を修正	<p>【図：年齢階層別将来推計人口の推移】</p>	<p>【図：年齢階層別将来推計人口の推移】</p>
5	【図：将来目標人口と将来推計人口との比較】の年度表記を修正	<p>【図：将来目標人口と将来推計人口との比較】</p>	<p>【図：将来目標人口と将来推計人口との比較】</p>
8	【図：地域別の施設保有状況】のタイトル名を修正	<p>【図：地域別の施設保有状況（計画策定時からの推移）】</p>	<p>【図：地域別の施設保有状況】</p>
10	【図：耐震改修の実施状況】中に【計画策定時】を追記	<p>【図：耐震改修の実施状況】</p> <p>総延床面積 237,605 m<sup>2</sup> 【計画策定時】</p> <p>新耐震基準 78%</p> <p>旧耐震基準 22%</p> <p>未実施 11%</p> <p>不要 2%</p> <p>実施済 9%</p>	<p>【図：耐震改修の実施状況】</p> <p>総延床面積 237,605 m<sup>2</sup></p> <p>新耐震基準 78%</p> <p>旧耐震基準 22%</p> <p>未実施 11%</p> <p>不要 2%</p> <p>実施済 9%</p>

ページ	箇所・事由	新	旧																																																																																																														
10	【表：類似自治体等の一人当たり延床面積】のタイトル名を修正	【表：類似自治体等の一人当たり延床面積（計画策定時）】	【表：類似自治体等の一人当たり延床面積】																																																																																																														
11	【図：類似自治体等の一人当たり延床面積】のタイトル名を修正	【図：類似自治体等の一人当たり延床面積（計画策定時）】	【図：類似自治体等の一人当たり延床面積】																																																																																																														
19	(2) 公共建築物の将来更新費用の推計の文言を修正	試算期間の最初の10年間は築31年以上で未改修の建物の大規模改修のための費用が集中します。それ以降、費用は一時的に抑えられますが、 <b>令和20</b> 年ごろから建替えのための費用が増加していきます。	試算期間の最初の10年間は築31年以上で未改修の建物の大規模改修のための費用が集中します。それ以降、費用は一時的に抑えられますが、 <b>平成50</b> 年ごろから建替えのための費用が増加していきます。																																																																																																														
19	【図：公共建築物の更新費用の見直し】の年度表記を修正	<p>【図：公共建築物の更新費用の見直し】</p>	<p>【図：公共建築物の更新費用の見直し】</p>																																																																																																														
19	【施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み（計画策定時）】及び【長寿命化対策を反映した場合の見込み】に【対策の効果額】を追加	<p>【施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み（計画策定時）】① (億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和4</th><th>令和5</th><th>令和6</th><th>令和7</th><th>令和8</th><th>令和9</th><th>令和10</th><th>令和11</th><th>令和12</th><th>令和13</th><th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>35</td><td>33</td><td>32</td><td>30</td><td>35</td><td>15</td><td>9</td><td>5</td><td>10</td><td>10</td><td>214</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上図「公共建築物の更新費用の見直し」より</p> <p>【長寿命化対策を反映した場合の見込み】② (億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和4</th><th>令和5</th><th>令和6</th><th>令和7</th><th>令和8</th><th>令和9</th><th>令和10</th><th>令和11</th><th>令和12</th><th>令和13</th><th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>28</td><td>17</td><td>11</td><td>23</td><td>22</td><td>20</td><td>20</td><td>20</td><td>20</td><td>20</td><td>201</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和8年度までは、公共施設等総合管理計画の具体的な対応方針等となる「施設類型別個別施設計画（第1期）」における年次計画見込額とし、以降はその平均値とする。</p> <p>【対策の効果額】③ (①-②) (億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和4</th><th>令和5</th><th>令和6</th><th>令和7</th><th>令和8</th><th>令和9</th><th>令和10</th><th>令和11</th><th>令和12</th><th>令和13</th><th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7</td><td>16</td><td>21</td><td>7</td><td>13</td><td>△5</td><td>△11</td><td>△15</td><td>△10</td><td>△10</td><td>13</td> </tr> </tbody> </table>	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	合計	35	33	32	30	35	15	9	5	10	10	214	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	合計	28	17	11	23	22	20	20	20	20	20	201	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	合計	7	16	21	7	13	△5	△11	△15	△10	△10	13	<p>【施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み（計画策定時）】 (億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和4</th><th>令和5</th><th>令和6</th><th>令和7</th><th>令和8</th><th>令和9</th><th>令和10</th><th>令和11</th><th>令和12</th><th>令和13</th><th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>35</td><td>33</td><td>32</td><td>30</td><td>35</td><td>15</td><td>9</td><td>5</td><td>10</td><td>10</td><td>214</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上図「公共建築物の更新費用の見直し」より</p> <p>【長寿命化対策を反映した場合の見込み】 (億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和4</th><th>令和5</th><th>令和6</th><th>令和7</th><th>令和8</th><th>令和9</th><th>令和10</th><th>令和11</th><th>令和12</th><th>令和13</th><th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>28</td><td>17</td><td>11</td><td>23</td><td>22</td><td>20</td><td>20</td><td>20</td><td>20</td><td>20</td><td>201</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和8年度までは、公共施設等総合管理計画の具体的な対応方針等となる「施設類型別個別施設計画（第1期）」における年次計画見込額とし、以降はその平均値とする。</p>	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	合計	35	33	32	30	35	15	9	5	10	10	214	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	合計	28	17	11	23	22	20	20	20	20	20	201
令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	合計																																																																																																							
35	33	32	30	35	15	9	5	10	10	214																																																																																																							
令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	合計																																																																																																							
28	17	11	23	22	20	20	20	20	20	201																																																																																																							
令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	合計																																																																																																							
7	16	21	7	13	△5	△11	△15	△10	△10	13																																																																																																							
令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	合計																																																																																																							
35	33	32	30	35	15	9	5	10	10	214																																																																																																							
令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	合計																																																																																																							
28	17	11	23	22	20	20	20	20	20	201																																																																																																							
20	【図：インフラ資産の更新費用見直し】の年度表記を修正	<p>【図：インフラ資産の更新費用の見直し】</p>	<p>【図：インフラ資産の更新費用の見直し】</p>																																																																																																														

ページ	箇所・事由	新	旧
20	【図：公共施設等全体の更新費用の見直し】の年度表記を修正	<p>【図：公共施設等全体の更新費用の見直し】</p> <p>今後 40 年間で必要な更新費用:2432.4 億円(60.8 億円/年)</p> <p>今後 40 年間の年平均更新費 60.8 億円</p> <p>過去 5 年間の年平均更新費等 36.2 億円</p> <p>■公共建築物整備額 ■道路整備額 ■橋りょう整備額 ■上水道整備額 ■下水道整備額</p>	<p>【図：公共施設等全体の更新費用の見直し】</p> <p>今後 40 年間で必要な更新費用:2432.4 億円(60.8 億円/年)</p> <p>今後 40 年間の年平均更新費 60.8 億円</p> <p>過去 5 年間の年平均更新費等 36.2 億円</p> <p>■公共建築物整備額 ■道路整備額 ■橋りょう整備額 ■上水道整備額 ■下水道整備額</p>
31	(3) 実施方針 ⑨脱炭素化の推進の文言を修正	<p>脱炭素社会実現のため、太陽光発電設備の設置などによる再生可能エネルギーの導入やLED照明等の省エネ性能に優れた機器・資材の導入による消費エネルギーの省力化など、公共建築物における脱炭素化の取組みを推進します。</p>	<p>脱炭素社会実現のため、太陽光発電設備の設置などによる再生可能エネルギーの導入やLED照明等の省エネ性能に優れた機器・資材の導入による消費エネルギーの省力化など、公共建築物における脱炭素化の取組みを推進する。</p>
71	「VI. 計画の推進体制」を「VI. 計画の推進」へ変更し、各項目タイトル及びPDCAサイクル、計画の見直しについて追記。	<p>VI. 計画の推進</p> <p>1. 推進体制</p> <p>本計画の全庁的な推進機関としては、木津川市の行財政改革を計画的かつ全庁的に推進する木津川市行財政改革推進本部とし、定期的に公共施設等の管理に対する情報管理・共有を図りながら、計画の進捗状況を検証することとします。</p> <p>また、計画の進捗状況については、ホームページ等を活用し、市民の皆様公表してまいります。</p> <p>加えて、計画の見直し時には、策定時と同様、木津川市行財政改革推進委員会に諮問を行うとともに、市民アンケートやパブリックコメント等の実施を通じて、市民参画の推進に努めてまいります。</p> <p>2. フォローアップ体制</p> <p>より効果的・効率的な計画となるようPDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルに基づいたマネジメントを実施します。</p> <p>また、計画の見直しについては、社会経済情勢の変化や関係法令等に対応し、必要に応じて適宜実施するほか、概ね10年を目途に大規模な見直しを図ります。</p>	<p>VI. 計画の推進体制</p> <p>本計画の全庁的な推進機関としては、木津川市の行財政改革を計画的かつ全庁的に推進する木津川市行財政改革推進本部とし、定期的に公共施設等の管理に対する情報管理・共有を図りながら、計画の進捗状況を検証することとします。</p> <p>また、計画の進捗状況については、ホームページ等を活用し、市民の皆様公表してまいります。</p> <p>加えて、計画の見直し時には、策定時と同様、木津川市行財政改革推進委員会に諮問を行うとともに、市民アンケートやパブリックコメント等の実施を通じて、市民参画の推進に努めてまいります。</p>
72	■対策費用の実績の追記時期を修正	(令和5年〇月改定時追記)	(令和4年3月改定時追記)